

議案第 33 号

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

上越市長 小 菅 淳 一

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上越市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。